

奈良県教育委員会教育長訓令第八号

事務局一般

県立学校

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会行政文書管理規程（平成元年十二月奈良県教育委員会教育長訓令甲第五号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 大石 健一

第十六条第四項に次の一号を加える。

七 課長補佐決裁及び室長補佐決裁 G